

(別紙)

○ 福祉ホーム事業の運営に係る費用負担の取扱いについて（平成 20 年 1 月 31 日障地発第 0131001 号・障障発第 0131002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室長、障害福祉課長連名通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
<p>障地発第 0131001 号 障障発第 0131002 号 平成 20 年 1 月 31 日</p> <p><u>一 部 改 正</u> <u>障企自発 0331 第 4 号</u> <u>障障発 0331 第 7 号</u> <u>平成 26 年 3 月 31 日</u></p> <p>各都道府県障害保健福祉担当部（局）長 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課地域生活支援室長 障 害 福 祉 課 長</p> <p>福祉ホーム事業の運営に係る費用負担の取扱いについて</p> <p>福祉ホーム事業については、平成 18 年 10 月以降、地域生活支援事業に位置付けられ、費用負担等についても地域の実情に応じて対応することとされたが、福祉ホーム事業の運営に係る費用負担の取扱いについては、福祉ホームの所在地市町村と入居前の居住地市町村との間で調整を図ることが適当で</p>	<p>障地発第 0131001 号 障障発第 0131002 号 平成 20 年 1 月 31 日</p> <p>各都道府県障害保健福祉担当部（局）長 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課地域生活支援室長 障 害 福 祉 課 長</p> <p>福祉ホーム事業の運営に係る費用負担の取扱いについて</p> <p>福祉ホーム事業については、平成 18 年 10 月以降、地域生活支援事業に位置付けられ、費用負担等についても地域の実情に応じて対応することとされたが、福祉ホーム事業の運営に係る費用負担の取扱いについては、福祉ホームの所在地市町村と入居前の居住地市町村との間で調整を図ることが適当で</p>

ある旨をこれまでも会議等でお示ししているところである。

しかしながら、一部の市町村において、福祉ホームの所在地市町村と入居前の居住地市町村とで調整がつかない事例が生じているとの報告も受けているところであり、このために利用者が当該福祉ホームを安心して居住の場として利用することができない結果となることは適当でないと考えている。

したがって、福祉ホーム事業の運営に係る費用については、平成 20 年度以降、原則としてグループホームの居住地特例に準じて入居前の居住地市町村が負担するよう、よろしくお取り計らい願うとともに、市町村に対してこの旨周知願いたい。

なお、既に福祉ホームの所在地市町村と入居前の居住地市町村との間で費用負担の調整が図られた結果、所在地市町村が費用負担を行うことにより特段の問題が生じていない場合は、従前どおりの取扱いとすることも差し支えない。

おって、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

ある旨をこれまでも会議等でお示ししているところである。

しかしながら、一部の市町村において、福祉ホームの所在地市町村と入居前の居住地市町村とで調整がつかない事例が生じているとの報告も受けているところであり、このために利用者が当該福祉ホームを安心して居住の場として利用することができない結果となることは適当でないと考えている。

したがって、福祉ホーム事業の運営に係る費用については、平成 20 年度以降、原則としてグループホーム・ケアホームの居住地特例に準じて入居前の居住地市町村が負担するよう、よろしくお取り計らい願うとともに、市町村に対してこの旨周知願いたい。

なお、既に福祉ホームの所在地市町村と入居前の居住地市町村との間で費用負担の調整が図られた結果、所在地市町村が費用負担を行うことにより特段の問題が生じていない場合は、従前どおりの取扱いとすることも差し支えない。

おって、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。